

日本労働年鑑 第59集 1989年版  
The Labour Year Book of Japan 1989

第二部 経営労務と労使関係

I 経営者団体の動向

2 雇用対策

3 その他の動き

大卒「就職協定協議会」、正式に発足

日経連は、八七年「就職協定協議会」の設置を提案したが(『日本労働年鑑』第58集一一九ページ)、八八年一月に大学関係九団体による就職問題懇談会で承認され、正式に発足することになった(企業側は八七年一二月に承認済み)。これまでのシステムとの違いは、大学側と企業側とが一つのテーブルについて協定を結ぶ点である。オブザーバーとして、文部省など関係省庁も参加する。なお、八六年発足の就職協定遵守懇談会(主要二三九企業で構成)は、ひきつづき就職協定の遵守を監視する役目をはたすことになった(『日経連タイムス』八八年一月二日付)。

八八年は、好景気のために「フライング」も懸念され、企業側では「就職一一〇番」を設け、いわゆる「拘束」の情報を受けつけることになった(『日経連タイムス』八八年六月二日付)。

就職協定遵守懇談会は、一一月四日に第四回総会を開き、八八年度の総括(「〃デキ〃は決してよくなかった」と翌年度も継続すること(日程は見直し)を決めた(『日経連タイムス』八八年一一月一〇日付)。

日経連、雇用保険四事業の見直しに反対

日経連は、一一月二五日、労働省が進めている雇用保険四事業の見直しに関し、「安易な制度改正に反対すること」を政策委員会で決定し、中央職業審議会などでとるべき使用者側の見解をつぎのように決定した(『日経連タイムス』八八年一二月八日より要約)。

一、四事業の再編について

(1)将来の不況に備えて、好況時には安定資金の備蓄に努めるべきである。したがって資金の流用先を拡大すべきではなく、雇用改善事業との統合には反対である。しかし、どうしても統合しなければならないのなら、地域雇用開発助成金に限定すべきである。

(2)雇用保険四事業は、不況時の失業防止・雇用維持のためのものであり、その主旨にそぐわないものは統廃合などを早急に検討すべきである。

二、雇用安定資金の十分な確保について

労働省は、安定資金の残高が四事業収入の二倍を越えたときでなければ料率を下げないとしているが、景気の良くなっている現在では納得できない。また、これまで四事業の運営に関して、資金の負担者である事業主の意見が十分反映されてきたとはいいが

たい。事業運営の適正化のためになんらかのチェック・システムが必要だ。

日本労働年鑑 第59集

発行 1989年6月26日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2000年2月22日公開開始

---

■ ←前のページ 日本労働年鑑第59集【目次】 次のページ→ ■  
日本労働年鑑【総合案内】

---

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)

---